

官製談合防止法違反事件に関する報告書

市民から信頼される市役所を目指して

市職員の不祥事を根絶するため、報告書をまとめました。調査で明らかになった課題や、不祥事防止策などを盛り込みました。

昨年9月に当市で発生しました官製談合防止法違反事件について、再発防止に向けた具体的再発防止策を“市コンプライアンス推進本部”で取りまとめました。また、市議会官製談合再発防止特別委員会からの提言を真摯に受け止め、再発防止に努めます。

今後は、職員による不祥事を二度と起こさないため、職員一人一人が「市民の負託に応え、適正に公務を遂行する」という公務員の原点に絶えず立ち返りながら、活発なコミュニケーションを取ることで、積極的に業

務展開を計る職場の風土を作ります。組織として力を合わせて公務を遂行し、真に市民の皆さんから信頼される市役所を目指して、職員一丸となり取り組んでいきます。

●市コンプライアンス推進本部

コンプライアンスの取り組みの企画、推進を行う組織。市長を本部長、本部員に副市長、教育長、行政経営監、部局長を配置。

再発防止に向けた取り組み

(1) 不正防止に向けた職場づくりと職員の意識改革

項目	実施状況
法令遵守および職員倫理行動基準の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●「管理監督者のためのハンドブック～職員の不祥事を防ぐには～」を作成 <ul style="list-style-type: none"> ▶昨年9月に作成したハンドブックを管理職へ配布し、事業者などの利害関係者との間の禁止行為や、管理監督者としての役割を明示しました。 ●官製談合防止マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ▶今年度の早い時期に作成し、職員に周知徹底を図ります。
職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクマネジメント研修および公務員倫理研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶主幹級以上の職員に対し、平時の危機管理の心得や、管理職員として必要な危機管理の必須知識を学ぶ研修を行いました。 ▶主幹級未満の職員に対し、公務の内外で市民に疑念を持たれないよう高い倫理意識を持たせるため、公務員倫理研修を行いました。
風通しの良い職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●職場意見交換会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶2カ月に1度を目安に題材を基に各部署で意見交換を行います。

(2) コンプライアンス確保体制の整備

項目	実施状況
公益通報制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●公益通報窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ▶コンプライアンス通信や職場意見交換会などで周知を図ります。
コンプライアンス推進本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス推進本部を設置 <ul style="list-style-type: none"> ▶職員に対するコンプライアンスの周知徹底や相談などを行います。
所属コンプライアンス推進担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属への周知・徹底および相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶不祥事につながる問題点を把握します。 ▶職員からの相談対応を行います。 ▶職場意見交換会を行います。
倫理ヘルプライン(内部通報)の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●職員からの内部通報窓口としての倫理ヘルプラインを設置 <ul style="list-style-type: none"> ▶今年度、匿名で通報できる職員専用意見通報窓口およびポストを設置します。
危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属の危機管理体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶組織内の危機管理は、市コンプライアンス推進本部員や所属コンプライアンス推進担当者が中心となり行います。
外部有識者による第三者機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス外部評価委員の設置 <ul style="list-style-type: none"> ▶今年度、有識者による第三者機関を設置します。コンプライアンス推進本部の取り組みの検証・監視を行い、意見を求めていきます。

(3) 適正な人事管理

項 目	実施状況
人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属の人事管理 <ul style="list-style-type: none"> ▶部課長による所属職員のコンプライアンス推進の管理を徹底します。

(4) 入札制度

項 目	実施状況
電子入札の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●段階的に紙入札から電子入札を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▶建設工事および建設工事関連業務委託で、電子入札を行います。
総合評価方式の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●価格・品質など多様な要素を総合的に評価 <ul style="list-style-type: none"> ▶土木一式工事および舗装工事の中から抽出して行います。
規則などの改正	<ul style="list-style-type: none"> ●市建設工事執行規則の改正 <ul style="list-style-type: none"> ▶昨年 11 月の改正で、工事費内訳書の提出を明記しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ●市建設工事競争入札心得の改正 <ul style="list-style-type: none"> ▶無効・失格の改正および再度入札と更改の改正をしました。
その他の入札制度の改革	<ul style="list-style-type: none"> ●予定価格の事前公表 <ul style="list-style-type: none"> ▶昨年 11 月以降の指名通知または公告案件から建設工事の一部で、予定価格の事前公表を行なっています。今後、職員のコンプライアンス意識の徹底が図られたと判断した場合および落札率の高止まりなどの課題が生じた場合は事後公表に戻していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●入札、契約情報公開の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▶市公式ウェブサイトに入札の公告と入札結果を掲載しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ●随意契約ガイドラインの策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶4月に運用を開始したガイドラインで、随意契約の適正かつ円滑な運用の徹底を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加者格付けの公表 <ul style="list-style-type: none"> ▶評価基準を明確にし、建設工事入札参加者格付け表を 6 月から公表します。

(5) 明確な設計図書の作成

項 目	実施状況
技術職員の 技術力向上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●技術職員を対象とした勉強会および研修会などへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ▶技術職員の技術向上に努め、誤りのない設計図書を作成します。 ▶技術研修会などへ積極的に参加します。

(6) 執務エリアの改革

項 目	実施状況
書類管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事の質向上活動への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶設計図書、入札書類、契約書類を適切に管理するため、収納方法や収納場所の改善に取り組んでいきます。
執務エリアの適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●執務エリアへの立ち入り制限 <ul style="list-style-type: none"> ▶仕事の質向上活動の一環で、執務エリアへの立ち入りを制限できる体制づくりを進めるとともに、打ち合せテーブルと執務スペースの分離を推進していきます。